
寄 附 行 為

学校法人 近畿大学

学校法人近畿大学寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人近畿大学と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を大阪府東大阪市小若江3丁目4番1号に置く。

第2章 目的及び設置する学校

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従って学校教育を行い、「実学教育と人格の陶冶」を建学の精神とし、「人に愛され、信頼され、尊敬される人」を育成することを教育の目的とする。

2 この法人は、前項のほか私立学校法第26条による収益事業を行う。

(設置する学校)

第4条 この法人が前条第1項に規定する目的を達成するために設置する学校は、次に掲げるものとする。

(1) 近畿大学

大学院（法学研究科、商学研究科、経済学研究科、総合理工学研究科、薬学研究科、総合文化研究科、農学研究科、生物理工学研究科、システム工学研究科、産業理工学研究科、医学研究科、実学社会起業イノベーション学位プログラム）

法学部（法律学科）

経済学部（経済学科、総合経済政策学科、国際経済学科）

経営学部（経営学科、商学科、会計学科、キャリア・マネジメント学科）

理工学部（理学科、生命科学科、応用化学科、機械工学科、電気電子通信工学科、社会環境工学科、情報学科、エネルギー物質学科）

建築学部（建築学科）

薬学部（医療薬学科、創薬科学科）

文芸学部（文学科、芸術学科、文化・歴史学科、文化デザイン学科）

総合社会学部（総合社会学科）

国際学部（国際学科）

情報学部（情報学科）

農学部（農業生産科学科、水産学科、応用生命化学科、食品栄養学科、環境管理学科、生物機能科学科）

医学部（医学科）

生物理工学部（生物工学科、遺伝子工学科、食品安全工学科、生命情報工学科、人間環境デザイン工学科、医用工学科）

工学部（化学生命工学科、機械工学科、情報学科、建築学科、電子情報工学科、ロボテ

ィクス学科)

産業理工学部 (生物環境化学科、電気電子工学科、建築・デザイン学科、情報学科、経営ビジネス学科)

通信教育部 (法学部法律学科)

- (2) 近畿大学短期大学部 商経科、通信教育部 (商経科)
- (3) 近畿大学九州短期大学 生活福祉情報科、保育科、通信教育部 (生活福祉情報科、保育科)
- (4) 近畿大学工業高等専門学校 総合システム工学科
- (5) 近畿大学附属高等学校 全日制課程 (普通科)
- (6) 近畿大学附属新宮高等学校 全日制課程 (普通科)
- (7) 近畿大学附属豊岡高等学校 全日制課程 (普通科)
- (8) 近畿大学附属福岡高等学校 全日制課程 (普通科、看護科)
- (9) 近畿大学附属広島高等学校福山校 全日制課程 (普通科)
- (10) 近畿大学附属和歌山高等学校 全日制課程 (普通科)
- (11) 近畿大学附属広島高等学校東広島校 全日制課程 (普通科)
- (12) 近畿大学附属中学校
- (13) 近畿大学附属和歌山中学校
- (14) 近畿大学附属新宮中学校
- (15) 近畿大学附属広島中学校福山校
- (16) 近畿大学附属豊岡中学校
- (17) 近畿大学附属広島中学校東広島校
- (18) 近畿大学附属小学校
- (19) 近畿大学附属幼稚園
- (20) 近畿大学九州短期大学附属幼稚園
- (21) 近畿大学附属看護専門学校 看護専門課程

第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上15名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内

(理事長)

第6条 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。理事長の職は、理事会において理事総数の4分の3以上の議決を得て解任することができる。

(理事の選任)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 近畿大学学長
 - (2) 評議員のうちから選任された者 2名以上5名以内
 - (3) この法人の功労者及びこの法人に関係ある学識経験者のうちから選任された者 4名以上9名以内
- 2 前項第2号及び第3号に規定する理事は、理事会の議決を得て、理事長が任命する。

- 3 第1項第1号及び第2号に規定する理事は、学長又は評議員の地位を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第8条 監事は、評議員会の同意を得て理事長が選任する。

- 2 監事は、この法人の理事、職員（学長（校長）、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者から選任しなければならない。
- 3 監事の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員任期)

第9条 理事（第7条第1項第1号に掲げる者を除く。）の任期は4年とし、監事の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長又は副理事長にあっては、その職務を含む。）を行う。

(理事長の職務)

第10条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について全てこの法人を代表しない。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事長が必要と認めたときは、理事会の議決を得て、法人の全ての業務について、理事長以外の特定の理事にこの法人の代表権を付与することができるものとする。

(副理事長)

第11条 理事長が必要と認めたときは副理事長をおくことができる。

- 2 副理事長は、理事会の同意を得て、理事長が指名する者を充てる。
- 3 副理事長は、あらかじめ理事長が定めたところにより、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

(監事の職務)

第12条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
- (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2カ月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

(7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(役員)の補充)

第13条 この法人の理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1カ月以内に補充しなければならない。

(理事の解任及び退任)

第14条 理事が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上が出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決を得て、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 理事は、次の事由により退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(監事の解任及び退任)

第15条 監事が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員会の同意を得て、理事長が解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 監事は、次の事由により退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事会)

第16条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

- 3 理事会は、随時理事長が招集する。ただし、理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 4 理事会の議長は、理事長とする。
- 5 理事会を招集するには、各理事及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 6 第12条第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

(議決)

- 第17条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、第4項の規定による除外のため過半数に達しないときは、この限りでない。
- 2 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席とみなす。
 - 3 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 - 4 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(議決書)

- 第18条 議長は、理事会の開催場所（当該場所に存しない役員が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）及び日時並びに議決事項等について、議決書を作成しなければならない。
- 2 議決書には、議長及び出席した理事のうちから議長が指名した者2名が署名（電磁的記録により作成される議決書にあっては、電子署名。以下同じ。）し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
 - 3 利益相反取引に関する承認の議決については、理事それぞれの意思を議決書に記載しなければならない。

(理事会の特別多数の議決を要する事項)

- 第19条 次に掲げる事項については、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。
- (1) 予算及び借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）に関する事項
 - (2) 重要な資産（積立金を除く。）の取得並びに重要な資産のうち土地に係る改良及び重要な資産のうち建物又は構築物に係る増設に関する事項
 - (3) 重要な資産の処分に関する事項
 - (4) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項
 - (5) 寄附行為の変更
 - (6) 合併
 - (7) 解散及び残余財産の帰属者の選定
 - (8) 評議員の解任
 - (9) 事業計画の編成及び重要な変更

(10) 事業に関する中期的な計画の編成及び重要な変更

第4章 評議員及び評議員会

(評議員の選任)

第20条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の設置する大学の学長及び副学長、短期大学の学長並びに高等専門学校、附属の高等学校、中学校、小学校、幼稚園及び看護専門学校の校長又は園長
- (2) 近畿大学病院長
- (3) この法人の設置する学校の職員のうちから選任された者 10名以上17名以内
- (4) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから選任された者 3名以上5名以内
- (5) この法人に関係のある学識経験者のうちから選任された者 5名以上7名以内
- (6) 理事長

- 2 前項第1号、第2号、第3号及び第6号に規定する評議員は、学長、副学長、校長、園長、近畿大学病院長、職員又は理事長の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(評議員の任命)

第21条 前条第1項第3号、第4号及び第5号に規定する評議員は、理事会の議決を得て、理事長が任命する。

(評議員の任期)

第22条 評議員(第20条第1項第1号、第2号及び第6号に掲げる者を除く。)の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は、再任されることができる。

- 3 評議員は任期満了の後でも、後任の評議員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(評議員の解任及び退任)

第23条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

- 2 評議員は次の事由により退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

(評議員会)

第24条 この法人に評議員をもって組織する評議員会を置く。

- 2 評議員会の議長は、理事長とする。

(会議)

第25条 評議員会は、理事長が招集する。

- 2 評議員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

- 3 臨時会は、理事長が必要と認める場合又は私立学校法第 41 条第 5 項の規定により招集する。
- 4 評議員会を招集するには、各評議員及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

(諮問事項)

第 26 条 理事長は、次に掲げる事項については、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 合併
- (4) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項
- (5) 運用財産中不動産及び積立金の管理に関する事項
- (6) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (7) 収益事業に関する重要事項
- (8) 寄付金の募集に関する事項
- (9) 剰余金の処分に関する事項
- (10) 寄附行為の施行細則に関する事項
- (11) その他理事長が学校法人の業務に関して重要と認める事項

(評議員会の意見具申等)

第 27 条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(議決)

第 28 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、第 5 項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席とみなす。
- 3 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 前項の場合において、議長は評議員として、議決に加わることができない。
- 5 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議決書)

第 29 条 議長は、評議員会の開催場所（当該場所に存しない評議員又は監事が評議員会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）及び日時並びに議決事項等について、議決書を作成しなければならない。

- 2 議決書には、議長及び出席した評議員のうちから議長が指名した者 2 名が署名し、常に

これを事務所に備えて置かなければならない。

第5章 資産及び会計

(資産)

第30条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第31条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。
- 5 寄付金品については、寄付者の指定がある場合にはその指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(重要な資産の処分の制限)

第32条 重要な資産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り、これを処分することができる。

(積立金の保管)

第33条 運用財産のうち積立金は、確実な保管方法によって、理事長が保管する。

(経費の支弁)

第34条 この法人の事業の遂行に要する経費は、運用財産中不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産（不動産及び積立金を除く。）をもって支弁する。

(会計)

第35条 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（学校会計という。以下同じ。）及び収益事業に関する会計（事業会計という。以下同じ。）に分ける。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第36条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

- 2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上7年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担、権利の放棄等)

第37条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）について

も、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第 38 条 この法人の決算は、毎会計年度終了後 2 カ月以内に作成し、これにつき、監事の意見を求めなければならない。

- 2 決算において剰余金があるときは、その一部若しくは全部を基本財産に繰入れ、若しくは運用財産中積立金に編入し、又は次会計年度に繰越すものとする。
- 3 理事長は、毎会計年度終了後 2 カ月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第 39 条 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）は、毎会計年度終了後 2 カ月以内に作成しなければならない。

- 2 この法人は、前項の書類、第 12 条の監事の職務に規定されている監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を第 2 条に規定されている事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第 40 条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員の報酬)

第 41 条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第 42 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 3 カ月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第 43 条 この法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

第 6 章 収益事業

(収益事業)

第 44 条 この法人が第 3 条第 2 項の規定により行う事業は次のとおりとする。

水産業

(利益金)

第 45 条 毎会計年度において事業会計の収入決算上利益金を生じた場合においては、理事会の議決を得てその一部を事業会計の積立金として積立て、他の金額は基本財産又は運用財産に繰入れるものとする。

(積立金の処分の制限)

第 46 条 事業会計の積立金は、その会計年度内における事業会計の収入をもって補充できることが確実な場合又は当該会計年度の事業会計の収支決算上損失を生じた場合に限り、これを処分することができる。

第 7 章 解散及び合併

(解散)

第 47 条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第 1 号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第 2 号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第 48 条 この法人の解散(合併及び破産による解散を除く。)に伴う残余財産の帰属すべき者は、他の学校法人その他教育の事業を行う者のうちから、理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の議決を得て選定する。

(合併)

第 49 条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第 8 章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第 50 条 この法人の寄附行為を変更するには、理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の議決を得なければならない。

2 寄附行為の変更は、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

3 私立学校法及び私立学校法施行規則に定める寄附行為変更の届出事項については、変更後遅滞なく文部科学大臣に届け出るものとする。

第 9 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 51 条 この法人の公告は、近畿大学掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第 52 条 この寄附行為施行についての細則は、理事会の議決を得て定める。

(責任の免除)

第 53 条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況等の事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決を得て免除することができる。

(責任限定契約)

第 54 条 理事（理事長、副理事長、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金 680 万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

附 則

この寄附行為は、昭和 26 年 2 月 21 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 53 年 2 月 17 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 53 年 11 月 21 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 54 年 3 月 17 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 55 年 2 月 25 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 55 年 3 月 26 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 58 年 3 月 9 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 59 年 7 月 28 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 60 年 3 月 1 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 60 年 3 月 22 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 60 年 3 月 30 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 61 年 3 月 17 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 61 年 9 月 5 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 61 年 10 月 18 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 61 年 12 月 23 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 62 年 3 月 30 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 63 年 2 月 17 日から施行する。

昭和 63 年 10 月 18 日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

この寄附行為の改正は、昭和 63 年 12 月 22 日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成元年3月17日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成元年3月31日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成2年5月28日から施行する。

(施行期日)

平成2年12月21日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成3年4月1日から施行する。

(近畿大学豊岡短期大学の家政学科、児童教育学科の存続に関する経過措置)

近畿大学豊岡短期大学の家政学科、児童教育学科は、改正後の寄附行為第4条第1項第4号の規定にかかわらず平成3年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

この寄附行為の改正は、平成3年1月14日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成3年12月20日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成4年3月19日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成4年4月1日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成4年7月8日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成4年12月21日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成5年1月28日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成6年3月10日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成6年3月16日から施行する。

平成6年4月1日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成6年4月1日から施行する。

(施行期日)

平成6年12月21日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成7年4月1日から施行する。

(近畿大学九州短期大学の生活文化科の存続に関する経過措置)

近畿大学九州短期大学の生活文化科は、改正後の寄附行為第4条第1項第3号の規定にかかわらず平成7年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

この寄附行為の改正は、平成7年11月10日から施行する。

平成8年3月22日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成8年4月1日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成8年9月2日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成8年12月19日から施行する。

平成9年12月19日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成10年4月1日から施行する。

平成10年2月20日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成10年4月1日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成10年6月22日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成10年12月22日から施行する。

(施行期日)

平成10年12月22日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成11年4月1日から施行する。

(近畿大学の九州工学部電気工学科の存続に関する経過措置)

近畿大学の九州工学部電気工学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成11年3月31日に当該学科に在籍する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

平成11年3月31日 文部大臣認可のこの寄附行為は、平成11年4月1日から施行する。

(施行期日)

平成11年12月22日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成12年4月1日から施行する。

(近畿大学工業高等専門学校機械工学科、電気工学科及び土木工学科の存続に関する経過措置)

近畿大学工業高等専門学校の機械工学科、電気工学科及び土木工学科は、改正後の寄附行為第4条第6号の規定にかかわらず平成12年3月31日に、熊野工業高等専門学校の機械工学科電気工学科及び土木工学科に在籍する者が、在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

(施行期日)

平成12年10月26日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成13年4月1日から施行する。

(近畿大学の法学部一部、商経学部一部及び理工学部一部の存続に関する経過措置)

近畿大学の法学部一部、商経学部一部及び理工学部一部は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成13年3月31日に当該学部等に在籍する者が、当該学部等の在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

(近畿大学九州短期大学の生活情報科の存続に関する経過措置)

近畿大学九州短期大学の生活情報科は、改正後の寄附行為第4条第3号の規定にかかわらず平成13年3月31日に、当該学科等に在籍する者が、当該学科等に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

(近畿大学豊岡短期大学の生活情報学科の存続に関する経過措置)

近畿大学豊岡短期大学の生活情報学科は、改正後の寄附行為第4条第3号の規定にかかわらず平成13年3月31日に、当該学科等に在籍する者が、当該学科等に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

この寄附行為の改正は、平成13年8月1日から施行する。

(施行期日)

平成13年10月30日文部科学大臣のこの寄附行為は、平成14年4月1日から施行する。

(近畿大学の工学部経営システム工学科及び機械システム工学科の存続に関する経過措置)

近畿大学の工学部経営システム工学科及び機械システム工学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成14年3月31日に、当該学科等に存続するものとする。

(施行期日)

平成13年12月5日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成14年4月1日から施行する。

(近畿大学附属福岡高等学校全日制課程衛生看護科の存続に関する経過措置)

近畿大学附属福岡高等学校全日制課程衛生看護科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成14年3月31日に、当該学科等に在籍する者が、当該学科等に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

この寄附行為の改正は、平成14年7月30日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成14年10月28日から施行する。

(施行期日)

平成14年9月4日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成15年4月1日から施行する。

(近畿大学の生物理工学部機械制御工学科及び基礎機械工学科並びに工学部化学環境工学科の存続に関する経過措置)

近畿大学の生物理工学部機械制御工学科及び基礎機械工学科並びに工学部化学環境工学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成15年3月31日に、当該学科に在籍する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

(施行期日)

平成15年11月27日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成16年4月1日から施行する。

(近畿大学の法学部経営法学科の存続に関する経過措置)

近畿大学の法学部経営法学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成16年3月31日に、当該学科に在籍する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

この寄附行為の改正は、平成17年3月31日から施行する。

(施行期日)

平成17年3月30日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成17年4月1日から施行する。

(近畿大学大学院の工業技術研究科並びに近畿大学の農学部農学科、農芸化学科及び国際資源管理学科並びに近畿大学工業高等専門学校の機械システム工学科、電気情報工学科及び建設システム工学科並びに近畿大学附属福岡高等学校の理数科の存続に関する経過措置)

近畿大学大学院の工業技術研究科並びに近畿大学の農学部農学科、農芸化学科及び国際資源管理学科並びに近畿大学工業高等専門学校の機械システム工学科、電気情報工学科及び建設システム工学科並びに近畿大学附属福岡高等学校の理数科は、改正後の寄附行為第4条第1号及び第4号並びに第8号の規定にかかわらず平成17年3月31日に、当該研究科及び学科並びに科に在籍する者が、当該研究科及び学科並びに科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

この寄附行為の改正は、平成18年3月17日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成18年4月1日から施行する。

(近畿大学の薬学部薬学科及び工学部システムデザイン工学科の存続に関する経過措置)

近畿大学の薬学部薬学科及び工学部システムデザイン工学科は改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成18年3月31日に、当該学科に在籍する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

この寄附行為の改正は、平成19年4月1日から施行する。

平成18年12月13日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成20年4月1日から施行する。

(近畿大学の産業理工学部経営コミュニケーション学科の存続に関する経過措置)

近畿大学の産業理工学部経営コミュニケーション学科は改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成20年3月31日に、当該学科に在籍する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

この寄附行為の改正は、平成20年5月30日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成22年4月1日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成23年4月1日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成24年4月1日から施行する。

(近畿大学の文芸学部文化学科及び英語多文化コミュニケーション学科の存続に関する経過措置)

近畿大学の文芸学部文化学科及び英語多文化コミュニケーション学科は改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成24年3月31日に、当該学科に在籍する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

この寄附行為の改正は、平成25年4月1日から施行する。

(近畿大学の工学部生物化学工学科、情報システム工学科、知能機械工学科の存続に関する経過措置)

近畿大学の工学部生物化学工学科、情報システム工学科、知能機械工学科は改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成25年3月31日に、当該学科に在籍する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

この寄附行為の改正は、平成26年4月1日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成26年5月23日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成26年10月30日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成28年4月1日から施行する。

(近畿大学の産業理工学部電気通信工学科の存続に関する経過措置)

近畿大学の産業理工学部電気通信工学科は改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成28年3月31日に、当該学科に在籍する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

この寄附行為の改正は、平成28年5月27日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成29年4月1日から施行する。

(近畿大学の生物理工学部システム生命科学科、人間工学科の存続に関する経過措置)

近畿大学の生物理工学部システム生命科学科、人間工学科は改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成29年3月31日に、当該学科に在籍する者が、当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとする。

この寄附行為の改正は、平成29年5月25日から施行する。

この寄附行為の改正は、平成30年2月5日から施行する。

この寄附行為の改正は、文部科学大臣認可の日(平成30年9月6日)から施行する。

この寄附行為の改正は、平成31年4月1日から施行する。

(近畿大学農学部バイオサイエンス学科の存続に関する経過措置)

近畿大学農学部バイオサイエンス学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成31年3月31日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

この寄附行為の改正は、令和元年5月22日から施行する。

令和2年3月24日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

この寄附行為の改正は、文部科学大臣認可の日(令和3年3月30日)から施行する。

この寄附行為の改正は、令和3年5月25日から施行する。

この寄附行為の改正は、令和4年4月1日から施行する。

(近畿大学の理工学部電気電子工学科の存続に関する経過措置)

近畿大学の理工学部電気電子工学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず令和4年3月31日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

この寄附行為の改正は、令和4年5月26日から施行する。

この寄附行為の改正は、文部科学大臣認可の日（令和4年7月7日）から施行する。

この寄附行為の改正は、令和5年4月1日から施行する。